

聖籠町告示第74号

聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年9月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平成30年度の異常渇水にともなう、農作物への干ばつ被害対策の実施による農業者及び聖籠土地改良区の負担軽減を図るため、別表1及び別表2に掲げる事業に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 水稻を作付けする町内在住の個人及び法人並びに園芸作物を作付けする町内在住の個人及び法人（以下「農業者」という。）
- (2) 聖籠土地改良区

(交付基準)

第3条 この補助金は、別表1及び別表2に定める基準により交付するものとする。

- 2 前項の基準による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に別表3に掲げる書類を添付し、町長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、別表1に掲げる事業にあつては、北越後農業協同組合（以下「農協」という。）に申請等を委任することができるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、農協は、申請者から干ばつ被害対策事業実施状況報告書の提出を受け、これを干ばつ被害対策事業対象ほ場一覧として取りまとめるうえ、聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付申請書兼実績報

告書（別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

（申請期限）

第5条 補助金の交付申請は、平成30年9月30日までに行わなければならない。

（交付決定通知書等）

第6条 町長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定した者にあつては、聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第4号）により通知を、不交付を決定した者にあつては不交付の旨の通知をするものとする。ただし、同条第1項ただし書きによる申請にあつては、農協に通知をするものとする。

（その他）

第7条 町長は、この告示に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月21日から適用する。

別表 1

交付基準

事業の種類	補助の対象者	事業内容	補助率	実施基準
かん水用機械等整備対策事業	農業者	<p>1 農業者が、枯死が懸念される田等に対し、緊急かん水するための機械等購入及び借りに要した経費。</p> <p>2 かん水用機械等の補助対象範囲は、ポンプ車等借上げ料、ポンプ借上げ料、ポンプ購入費、ホース購入費、ポリタンク購入費（5000以上）</p> <p>3 事業実施は平成30年7月21日から別に町長が定める日までとする。</p>	1/2以内	<p>1 購入の場合は新規分のみを補助対象とし、更新は認めない。</p> <p>2 支援対象は、次のいずれかに該当する農業者とする。</p> <p>(1) かん水実施必要面積が平成30年度水稲作付面積の30%以上又は30a以上のいずれかに該当する農業者。</p> <p>(2) かん水実施必要面積が平成30年度園芸作物作付面積10a以上の農業者。</p> <p>3 かん水用機械等の事業費は次の額を限度とする。</p> <p>(1) ポンプ車等借上げ 17,000円/日</p> <p>(2) ポンプ借上げ 3,000円/日</p> <p>(3) ポンプ購入費 84,000円/台</p> <p>(4) ホース購入費 8,000円/台</p> <p>(5) ポリタンク購入費 26,000円/台 (5000以上)</p>

別表 2

交付基準

事業の種類	補助の対象者	事業内容	補助率	実施基準
干ばつ応急対策事業	聖籠土地改良区	1 聖籠町土地改良区等 が管理する水路等への 補水に必要な経費。 2 補助対象経費の範囲 は、 揚水施設（井戸、揚水 機等）に係る電気料、 燃料費等	1 / 2 以内	1 揚水施設（井戸、揚水機等） の設置及び送水管の設置に要す る経費は対象とならない。 2 県単農業農村整備事業補助金 の干ばつ応急対策事業の補助対 象となる経費は対象とならな い。

別表 3

添付書類

事業の種類	提出書類
	交付申請書兼実績報告書に添付する書類
かん水用機械等整備対策事業	事業実績及び収支決算書 干ばつ被害対策事業対象ほ場一覧 （委任による代理申請の場合に限る） 干ばつ被害対策事業実施状況報告書 請求書・領収書の写し 作業記録 カタログ（購入のみ） 写真（機器等、作業状況） 委任状（委任による代理申請の場合に限る）
干ばつ応急対策事業	事業実績及び収支決算書 事業実績 位置図 請求書・領収書の写し 作業記録 写真（機器等、作業状況）

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所
氏名

聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

聖籠町干ばつ被害対策補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 事業の実績
- 5 その他(特記事項)

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

委任による申請者 住所
氏名

聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

聖籠町干ばつ被害対策補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 事業の実績
- 5 その他(特記事項)

円

(干ばつ被害対策事業対象ほ場一覧のとおり)

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所
氏名

委 任 状

私は、干ばつ被害対策事業補助金に関する一切の事務を、下記のとおり委任
します。

委 任 者	住 所	氏 名
		印
被委任者	住 所	氏 名
		印

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました件について、申請書類を審査した結果、適当と認め、聖籠町干ばつ被害対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 補助金の交付条件 聖籠町補助金等交付規則第5条の規定による。
- 3 補助金の交付期日及び方法 年 月 日